

固定資産税

固定資産価格等の縦覧

固定資産税は、毎年一月一日に固定資産（土地・家屋）を所有している人が、その評価額をもとに算定される税額をその資産の所在する市町村に納める税金です。

縦覧帳簿により、納税者が自己の評価額と他の土地・家屋の評価額とを比較することができます。その際、納税者であることの確認のため、納税通知書や身分を確認できる書類（運転免許証・健康保険証等）の提示をお願いします。また、代理人は委任状が必要です。

なお、縦覧期間中は自己の所有する固定資産について、名寄帳を無料で発行します。

- **縦覧できる内容**
土地↓土地の所在地番・地目・地積・評価額
- **家屋↓家屋の所在・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額等**

● **縦覧できる人**

固定資産税の納税者と同居の親族・納税管理人・代理人

● **縦覧期間**

四月一日（木）～四月三〇日（金）
八時三十分～十七時（土・日・祝日）

を除く）

● **縦覧場所**

税務課（役場一階）

● **審査の申し出**

固定資産課税台帳に登録された評価額に不服がある場合、台帳に登録した旨の公示の日（四月一日）から納税通知書の交付を受けた日後六〇日までの間に固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

● **納税通知書の発行**

今年度の納税通知書の発送は四月一日（木）です。第一期の納期限は四月三〇日（金）です。

● **家屋を取り壊した人へ**

昨年中に家屋を取り壊した人で、その家屋が未登記の場合や滅失登記をまだしていない場合は、直ちに税務課までご連絡ください。

● **問合せ 税務課**

内線 ☎二五六・二五七

介護保険

六五歳以上の人へ 平成二十二年介護保険料(仮徴収)のお知らせ

今月、六五歳以上の人へ介護保険料の通知書を郵送します。自分の納付方法と納付金額をご確認ください。

● **納付方法の種類**

受給している年金から天引きされる「特別徴収」と、納入通知書か口座振替による納付の「普通徴収」があります。

● **特別徴収の人**

四月～九月まで（六か月間）の保険料を「介護保険料特別徴収仮徴収額のお知らせ」または「介護保険料(仮徴収)決定通知書兼特別徴収開始通知書」によりお知らせします。十月～三月（六か月間）の保険料は、町民税の確定後、七月にお知らせします。平成二十二年二月に年金から天引きされた額と同額が、四月・六月・八月の三回天引きされます。

● **普通徴収の人**

四月～六月まで（三か月間）の保険料を「介護保険料(仮徴収)納入通知書」によりお知らせします。保険料額は前年度保険料額の十二分の一ずつです。七月～三月（九か月間）の保険料は、町民税の確定後、七月にお知らせします。

納入通知書で指定された金融機関で納付してください。なお、口座振替を申し込んでいる人は、指定口座から引き落とされます。

● **特別徴収への切り替えについて**
普通徴収から特別徴収に切り替わる時期は四月、六月、八月、十月の年四回です。

六五歳到達時や転入時は普通徴収です。年金（老齢福祉年金などを除く）の受給があり、年金の年額が十八万円以上の人は、特別徴収の対象者として把握されると、おおむねその六～十二か月後から原則として特別徴収に切り替わります。

○ 四月から切り替え：前年度保険料額の六分の一ずつが四月・六月・八月の三回天引きされます。

○ 六月から切り替え：前年度保険料額の四分の一ずつが六月・八月の二回天引きされます。

○ 八月から切り替え：四月から六月は普通徴収となります。前年度保険料額の四分の一が八月に天引きされます。（特別徴収の通知は五月にお送りします）

● **保険料の減免**

災害、失業、倒産などで保険料を納めることが困難な場合は、保険料の減免が受けられる場合がありますのでご相談ください。

● **問合せ 福祉課**

☎内線二三二～二三四

「子ども手当」の支給が始まります！

平成22年4月より次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、子ども手当が実施されます。

○支給対象 中学校修了までの子ども

○受給対象者 日本国内に住所を有し、支給対象となる子どもを養育している者（所得制限なし）

○支給額 中学校修了までの子ども1人当たり月額13,000円（平成22年度）

○支給月（平成22年度）

対象月	支給月
4月～5月分	6月支給
6月～9月分	10月支給
10月～平成23年1月分	平成23年2月支給
平成23年2月～平成23年3月分	平成23年6月支給

○申請

今後の申請の手続きについては下記の状況（①～④）により異なります。

なお、公務員は勤務先からの支給となりますので、職場にご確認ください。

①児童手当を受けている場合（平成22年4月から中学1年生になる児童を含む）	新規の認定申請は不要です
②児童手当を受けていない場合	新規の認定申請が必要です
③①に該当する場合であっても、児童手当の対象となる児童以外に、平成22年3月現在、中学1、2年生の児童がいる場合	増額の認定申請が必要です
④平成22年4月以降出生、転入等により新たに受給資格が生じる場合	新規の認定申請が必要です

- 該当する世帯には後日、申請書類等を送付する予定です。
- 原則として申請のあった月の翌月分から支給します。
- ただし、移行措置として今回に限り平成22年4月1日において支給要件に該当する人は、平成22年9月30日までに申請をすれば、4月分から支給されます。

新規申請に必要なもの

- 申請者の健康保険被保険者証の写しや事業主の年金加入証明書（国民年金の場合は、必要ありません）
- 申請者の銀行等の振込先のわかるもの
- 印鑑
- その他必要に応じた書類

長寿健診の受診券発行方法について

長寿健診は生活習慣病とその予備群を早期に発見し、治療や予防につなげることで、重症化を防ぐために実施されます。後期高齢者医療保険の被保険者が対象です。日ごろの健康づくりのために、ぜひ長寿健診をご利用ください。

受診券の発行方法の変更

今まで

「長寿健診に関するアンケート」
に基づき該当者へ郵送



これから

役場窓口で申請した全員に
直接交付

受診を希望する人は…

平成22年度（平成22年4月1日～平成23年2月28日）の期間中、長寿健診の受診を希望する人は、平成22年3月末に町から郵送する申請書を健康増進課へ提出し、窓口で受診券を受け取ってください。

問 合 せ 健康増進課 ☎内線212・保健センター ☎875-1275

ヘルスマイト(食生活改善推進員)養成講座のお知らせ

健康的な食生活をおくるための知識・技術を学び、地域の健康づくりの場で、ボランティアとして食生活改善を推進していく人材の育成を目的に実施します。

* 6月～2月まで11回（地区活動を含む）の予定です。（日程は変更の可能性があります）

回	日 時	内 容	場 所
1	6月9日(水)13時15分～16時	開講式・講演会	※1 逗子市文化プラザ
2	6月16日(水)10時～14時	献立のたて方について	町保健センター
3	7月7日(水)10時～14時	衛生的な調理と食中毒について	鎌倉保健福祉事務所
4	8月11日(水)10時～14時	※2 若宮会の活動見学	町保健センター
5	9月15日(水)10時～14時	食育について	
6	10月13日(水)10時～14時	生活習慣病予防について	
7	11月17日(水)10時～14時	疾病予防と食生活身体活動について	
8	12月8日(水)10時～14時	健康と食生活について	
9	1月19日(水)10時～14時	健康と食生活について	
10	1月28日(金)14時～15時	身体活動と運動	
11	2月9日(水)10時～14時	まとめ	

※1 逗子市と合同開催の為、場所が保健センター以外の会場になります。

※2 葉山町若宮会は、町の健康づくりの場で食生活改善推進員としてボランティア活動をしている団体です。

受講料 無料。ただし、教材費・調理実習費（1回500円程度）は受講者負担です。

定 員 20人（出来るだけ継続して出席できる人）

申込方法 電話

申込期間 4月1日(木)～5月28日(金)（定員になり次第締切）

問 合 せ 保健センター ☎875-1275

～「ミラコンボ」でラクラク生ごみ処理～

有料の設置サービスもご利用できます

土に埋め、生ごみを入れるだけで手軽に生ごみ処理ができるミラコンボ。言わば、自然の土の分解力を利用した「庭のごみ箱」です。役場環境課窓口で、2個1,000円で割引販売しています。

マンホールのように埋め込んでしまえば、あとは面倒な手入れも薬剤も一切不要。日々の生ごみを「ただ入れ続けていくだけ」のすぐれものですが、最初に埋めるのは一苦労です。そんな難点に対処すべく、シルバー人材の「生きがい事業団」による有料設置サービスをご用意しています。「自分で穴を掘るのはちょっと…」という人はぜひご利用ください。

問合せ 環境課 ☎内線451



ミラコンボ有料設置サービス

- ◆金額 2,500円から ※岩盤など土質によって割り増しになる場合がありますので、事前にご相談ください。
- ◆申込み 生きがい事業団に直接依頼するか、ミラコンボ購入時に役場環境課にお申し込みください。
- ◆問合せ 葉山町生きがい事業団 ☎877-1555

虫が発生してしまったら…

夏場は、コバエやうじ虫などが発生しやすくなります。生ごみの分解には特に影響ありませんが、不快な場合は熱湯をかけて退治してください。

生ごみ処理機「くるくる」 交換用チップの割引販売

昨夏に実施したモニター事業と4つのモデル地区で、町内300世帯以上が取り組んでいる手動式生ごみ処理機「くるくる」。このたび、役場3階環境課窓口で、交換用チップの割引販売を開始します。



チップの交換時期は「1年」が目安です。こげ茶色だったチップが黒に変色し、生ごみを分解しなくなってきたら、「換え時」です。古いチップは庭土に混ぜ込み、しばらく熟成させると、有機肥料になります。1年を経過していても、生ごみが分解できていれば、すぐに交換する必要はありません。

- ◇対象者 町内在住者（町外の人不可）
- ◇町民負担価格 3,000円
※1世帯につき1年に1袋までです。
- ◇申込み・問合せ 環境課 ☎内線451
※印鑑を持参し、役場3階環境課までお越しください。

★庭のない人は…

古いチップの処理ができない場合は、平成22年度は環境課窓口で実験的に引き取りますので、お持込ください。

EMバケツをお使いの人は…

以下の各店でボカシが購入できます。

- 町役場1階売店（堀内）
- 笠原商店（長柄）
- スズキヤ葉山店（一色）
- キングストア逗子店



※他にもボカシを販売しているお店の情報がありましたら、環境課までお知らせください。

コンポスターの薬剤

防虫剤と発酵促進剤は以下の各店で購入できません。

- よこすか葉山農協葉山支店（一色）
- 開成堂石渡薬局本店、支店（逗子）
- 三上金物店（逗子）

※コンポスターの薬剤は、必ず必要なわけではありません。発酵促進剤の代わりに、安価な米ぬかや、使用済みの天ぷら油などを使用しても十分に効果が見込めます。たんす用などの通常の防虫剤を入れても防虫効果があります。

※他にも販売しているお店の情報がありましたら、環境課までお知らせください。

家電5品目回収方法の変更（4月1日より）

これまで町で回収をしていた家電リサイクル法対象品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）は、**クリーンセンターでの回収・直接搬入の受付はしていません。**

○家電リサイクル法対象品目の処分方法

その1

買い換えをする場合

買い換えを行う販売店に引取りを依頼する。(家電リサイクル券を事前に準備する必要はありません)

その2

対象品目の廃棄のみをする場合（購入店がわかる）

購入店に引取り・処分を依頼する。(家電リサイクル券を事前に準備する必要はありません。)

その3

対象品目の廃棄のみをする場合（購入店が無くなっている等）

(1)町の一般廃棄物収集運搬業の許可を持っている、下記の家電リサイクル法対象品目取り扱い業者に引取りを依頼する。または直接持ち込む。

●家電リサイクル法対象品目取り扱い業者

(株)神中運輸 （鎌倉市大町4-1-35） 受付時間 8時30分～17時30分 定休日 土曜・日曜・祝日（第1・第5土曜日を除く） 問合せ ☎0467-22-2205	(株)マルコ （横須賀市浦郷町5） 受付時間 8時～16時30分（土・祝日は15時30分） 定休日 日曜 問合せ ☎869-0708
---	--

※家電リサイクル券の費用の他に引取り手数料がかかります。(事前の家電リサイクル券の用意は必要ありません)引取り手数料は直接業者へお問合せください。

(2)製造業者が指定する引取り場所へ直接持ち込む。

●指定引取り場所

日本通運(株)横浜南営業所 磯子物流センター事業所 （横浜市金沢区鳥浜町14-18） 受付時間 9時～12時／13時～17時 定休日 日曜・祝日 問合せ ☎045-774-1449	(株)東産業 佐原事業所(横須賀市佐原4-404-18) 受付時間 9時～11時45分／13時～16時45分（土曜の午後は14時45分まで） 定休日 日曜・祝日 問合せ ☎833-7956
--	---

※上記の場所に持込みを行う場合は、郵便局でリサイクル券を用意してから持込みを行ってください。(引取り手数料は無料です)。上記の場所は持込みのみです。

問合せ 環境課☎内線452

葉山警察署からのお知らせ

☎876-0110

◆APEC警備にご協力を！

平成22年11月、横浜市内で「APEC首脳会議」が開催されます。21の国・地域の首脳が一堂に会する「APEC首脳会議」は、国際テロ組織、反グローバリズムを掲げる過激な勢力、過激派、右翼等が「テロ、ゲリラ」や暴動等の事案を敢行する絶好の機会ととらえています。

葉山警察署では、同会議の開催に伴う各種不法事案を未然に防止し、皆さんの生活の安全と安心を確保するため様々な対策を進めていきます。ご理解とご協力をお願いします。

◆春の全国交通安全運動の実施

～「安全は 心と時間の ゆとりから」・「新入学児童・園児を交通事故

から守ろう」～

4月6日(火)～4月15日(木)は、春の全国交通安全運動の期間です。

(うち10日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」)この期間の重点は次のとおりです。

- ①すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ②自転車の安全利用の推進
- ③飲酒運転の根絶
- ④二輪車の交通事故防止

◆第61回全国植樹祭(南足柄市・秦野市)の開催に伴う交通規制について

当日(5月23日)は、会場周辺で交通規制等をします。ご協力をお願いします。

講演会

「自治基本条例ってなんだ」

住民と行政の新しい関係を明示するルールとしての「自治基本条例」について、広く皆さんに知ってもらえるよう講演会を開催します。

日時 4月17日(土)13時から
 場所 福祉文化会館大会議室
 費用 無料
 講師 小島聡さん
 (法政大学教授)
 定員 100人(先着順)
 問合せ 企画調整課☎内線331